

高槻市
重層的支援体制整備事業
実施計画

令和5年（2023年）3月策定

高槻市

目次

はじめに（計画策定の趣旨）	… P. 1
1. 重層的支援体制整備事業について	… P. 2～5
重層的支援体制整備事業の概要	
2. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について	… P. 6～7
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画期間	
(3) 計画の策定・推進体制	
3. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制について	… P. 8～26
(1) 世代や属性を問わない相談支援	… P. 8～17
① 包括的相談支援事業に関する体制	
② 多機関協働事業に関する体制	
— 重層的支援会議の実施方法	
③ アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業に関する体制	
(2) 多様な社会参加支援	… P. 18～19
参加支援事業に関する体制	
(3) 地域づくりに向けた支援	… P. 20～26
地域づくり事業に関する体制	
参考資料	… P. 27～33
1. 関係法令（改正社会福祉法）	… P. 28～30
2. 用語解説	… P. 31～33
策定・改訂履歴	… P. 34

はじめに（計画策定の趣旨）

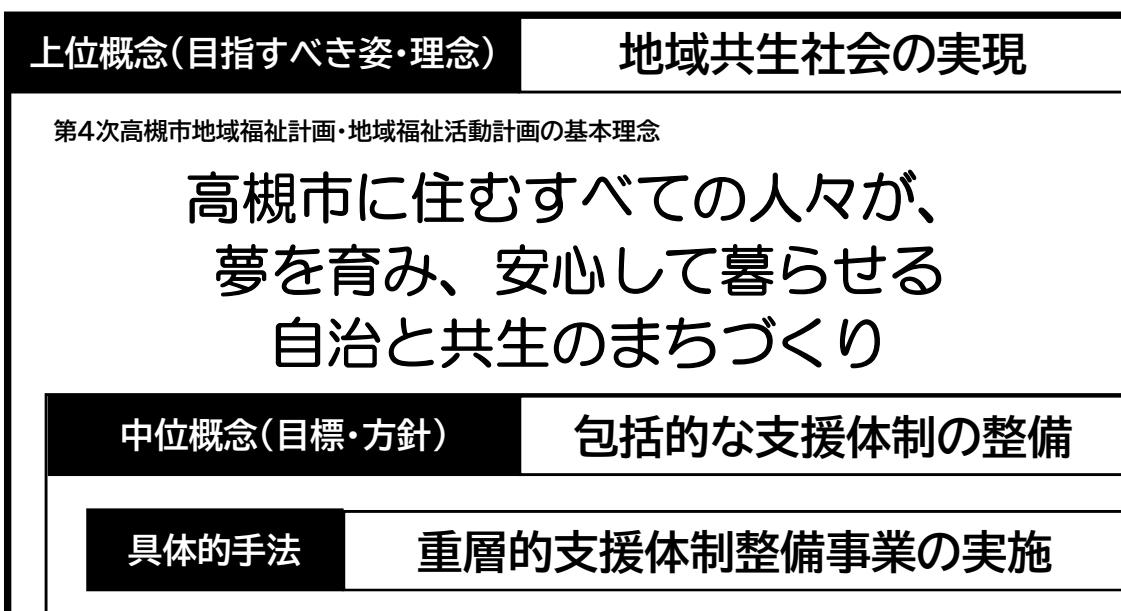
人口減少が急速に進展する中、家族や就労の形態、ライフスタイルの多様化などにより、地域では、これまで以上に住民同士のつながりの希薄化が憂慮されるとともに、住民の抱える悩みや課題の複雑化・複合化したケースが年々増えてきています。

このような中、本市では、高齢者・障がい者・子どもなどの制度や分野の枠を超えて、人と人、人と社会がつながり助け合う「地域共生社会」の実現に向けて、誰もが地域で孤立せずに安心して暮らせるような包括的な支援体制を整備していくことを目指し、令和3（2021）年度を始期とする第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画を高槻市社会福祉協議会とともに策定したところです。

一方、国では、各市町村の進める包括的な支援体制整備をより具体的に実施していくため、令和3（2021）年4月1日に施行された改正社会福祉法（以下、「法」という。）に基づき「重層的支援体制整備事業」を新たに創設されました。

同事業は、第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画において、市と社会福祉協議会、各種相談支援機関や地域の各種団体がこれまで以上に連携を深め、地域住民の複雑化・複合化した様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備に関する取組をより具体化していくものであり、本市でも、「対象者の世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う同事業の実施は重要と捉え、令和5（2023）年度からの事業の実施に向けて「高槻市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

<目指すべき姿・概念の整理>



◎ 重層的支援体制整備事業の概要

令和3（2021）年4月に創設された重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現を目的として、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など、従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の制度では十分にケアしきれない複雑化・複合化したケースについて対応していくため、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人・世帯に寄り添った伴走型の支援を行う仕組みをつくれるよう設けられた事業です。

また、本事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かす中で、各分野の制度や縦割りのハードルを下げるにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することとされています。

重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援

（1）世代や属性を問わない相談支援

- 本人や世帯の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

（2）多様な社会参加支援

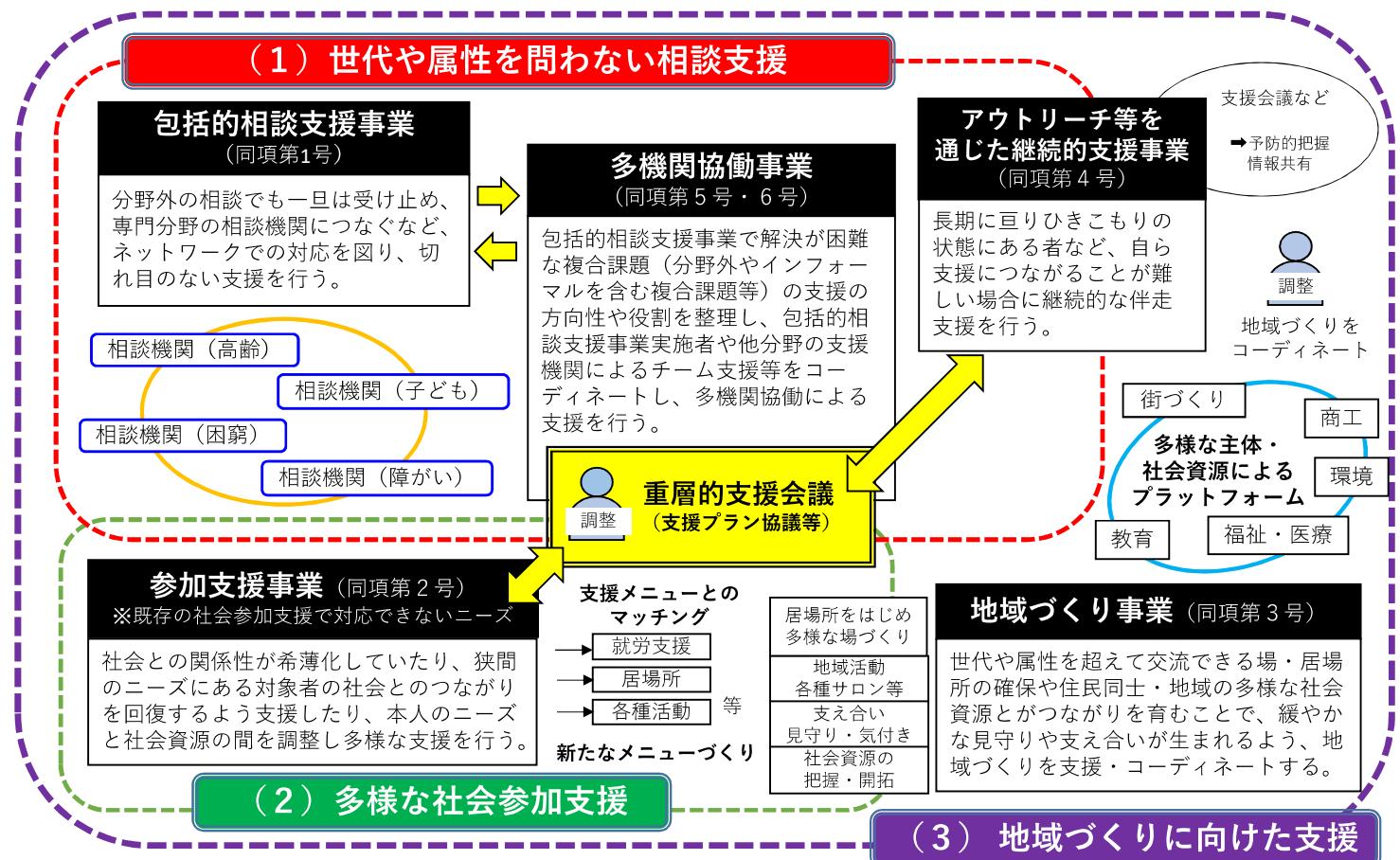
- 本人や世帯の状態に寄り添い社会とのつながりを段階的に回復する支援

（3）地域づくりに向けた支援

- 多様な地域活動が生まれやすい環境づくり等の支援

※（1）～（3）の3つの支援のフィールドの重なりをもってセーフティーネットの網を広げ、図1のとおり、3つの支援に係る5つの事業がそれぞれに連携し、重なり合うことで、複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会の形成を目指します。

重層的支援体制整備事業（社福法第106条の4第2項）全体イメージ【図1】



なお、上記のとおり3つの支援は、下表の枠組みに沿って取り組みます。

重層的支援体制整備事業（以下に掲げる事業をすべて実施）		
法第106条の4第2項	事業名	既存制度の対象事業
第1号	包括的相談支援事業	【高齢】地域包括支援センターの運営
		【障がい】障害者相談支援事業
		【子ども】利用者支援事業
		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援事業	新規
第3号	地域づくり事業	【高齢】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
		【高齢】生活支援体制整備事業
		【障がい】地域活動支援センター事業
		【子ども】地域子育て支援拠点事業
		【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規
第5号	多機関協働事業	新規
第6号	支援プラン作成	新規（※第5号において実施）

◎ 高槻市における重層的支援体制整備事業の方向性

本市では、生活課題が多様化する世帯が全国的にも増加する中、これらの課題に対応していくため、令和元（2019）年8月に、高齢・障がい・生活困窮分野における相談支援業務をワンストップで行える総合相談窓口として福祉相談支援課を設置し、切れ目のない相談支援に取り組むとともに、高槻市社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の充実を図り、地域において、アウトリーチや本人とその世帯に寄り添った伴走型の支援等を行ってきました。また、生活支援コーディネーターの配置等を通して、高齢分野において地域に不足するサービスの創出や、担い手の養成、関係者間のネットワークの構築など、地域の社会資源を活かした取組等を実施し、包括的な支援体制の構築に資する取組を進めてきました。

さらに、令和3（2021）年3月に策定した第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、地域住民が主体の「福祉のまちかど相談」など、身近な地域で悩みごと・困りごとを抱える住民に気づき、相談を受け止める場づくり等を行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各分野の専門機関が連携し、地域で相談を受け止める場をバックアップする体制づくりを進めるなど、地域全体で課題解決にあたる包括的な相談支援体制の整備に取り組むとともに、その土台となる地域づくり・人材づくりにおいて多様な主体の参加と協働を推進した取組等を進めています。

これらのこと踏まえ、本市が重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、これまでの取組の成果と強みを最大限に活かしながら取り組むとともに、各分野で従来から進めてきた「相談」「社会参加」「地域づくり」の支援を横断的且つ一体的に実施することで、地域共生社会の実現に向けた本市の地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組の一層の強化につなげ、人と人、人と地域（社会資源）がつながり合う地域づくりを目指します。

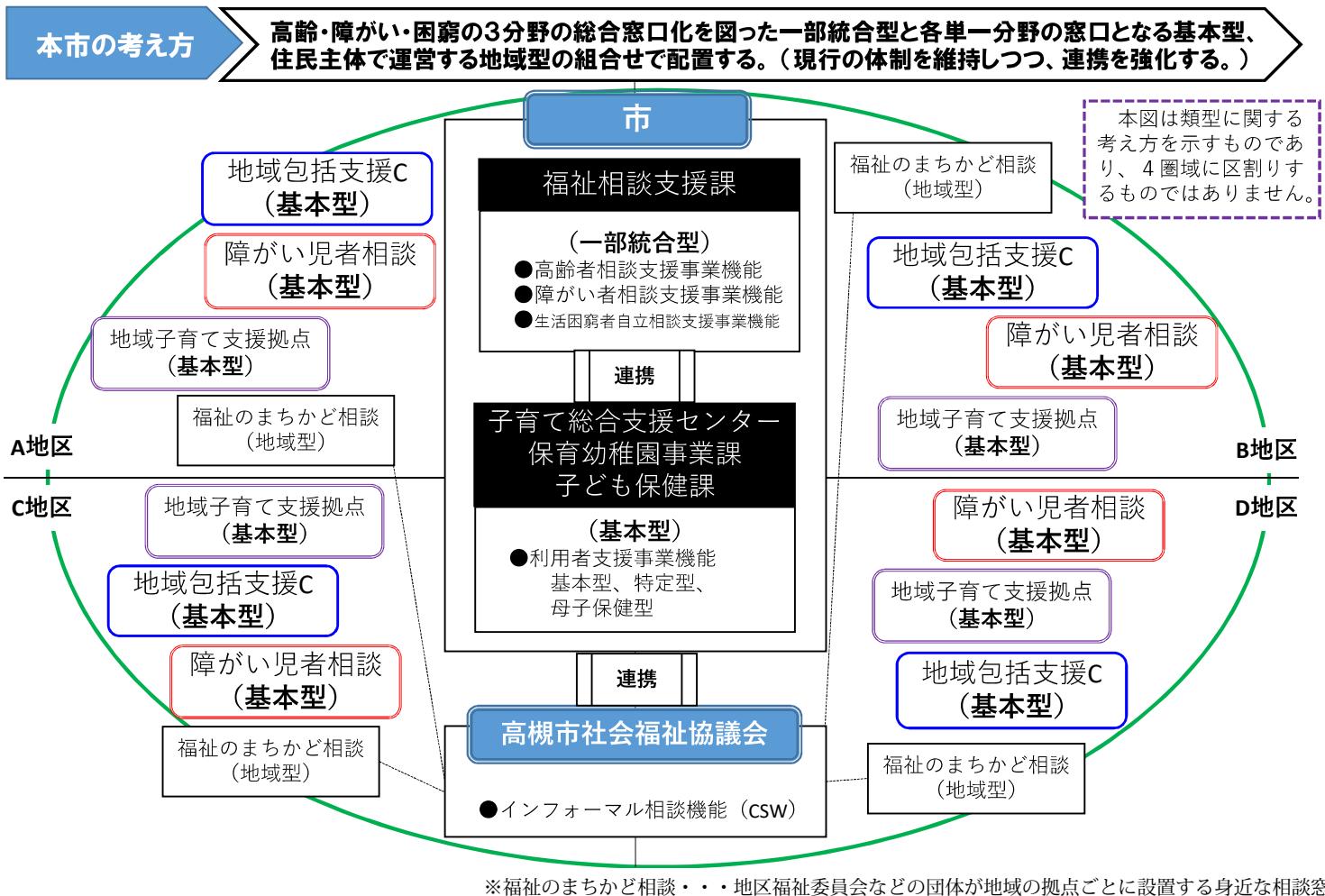
◎ 包括的相談支援事業・地域づくり事業に係る拠点の設置形態（本市の考え方）

各分野の既存事業で構成される包括的相談支援事業、地域づくり事業における拠点について、本市では既存の取組や実情を踏まえ、下記及び図2・3のとおり、いずれも現行の設置形態を維持する中で分野間連携を図ります。

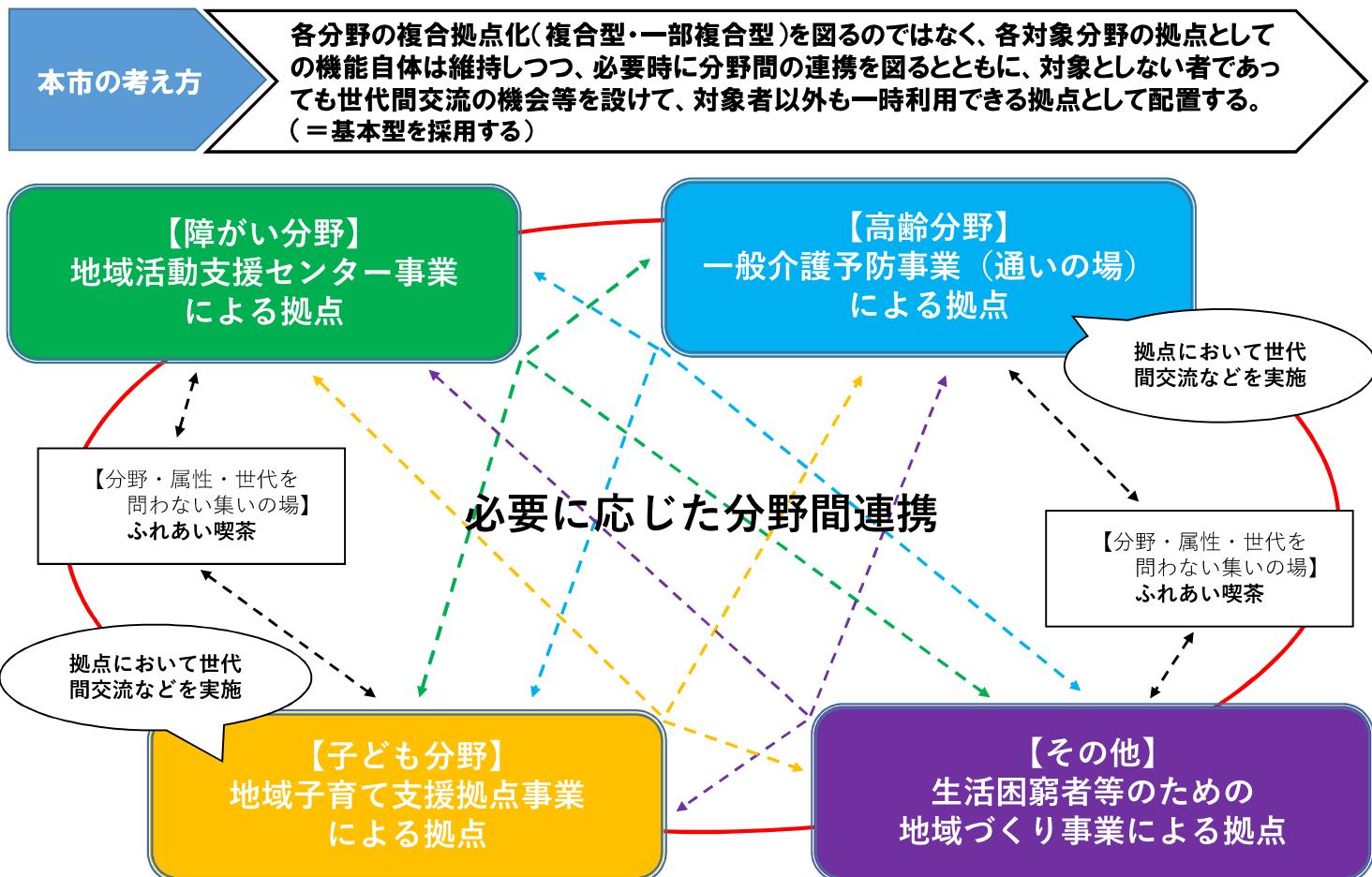
包括的相談支援事業	一部統合型(福祉相談支援課) + 基本型(その他各分野の拠点) + 地域型(福祉のまちかど相談)
地域づくり事業	基本型（全拠点）

※ 統合型・複合型：高齢・障がい・子ども・困窮の4分野を集約/基本型：単一分野/地域型：住民主体

包括的相談支援事業に係る拠点の設置形態・類型(配置方法)【図2】



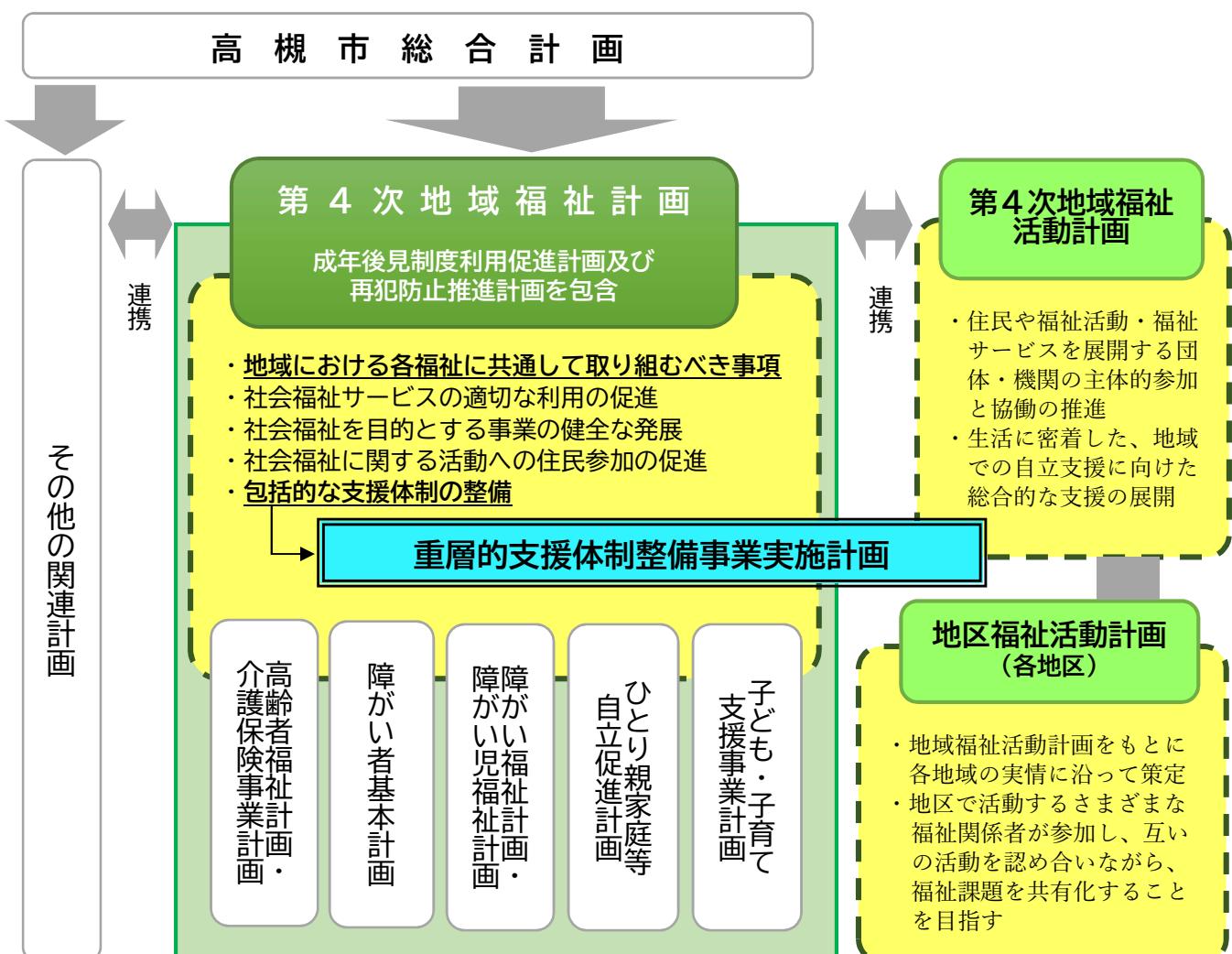
地域づくり事業に係る拠点の設置形態・類型(配置方法)【図3】



(1) 計画の位置づけ

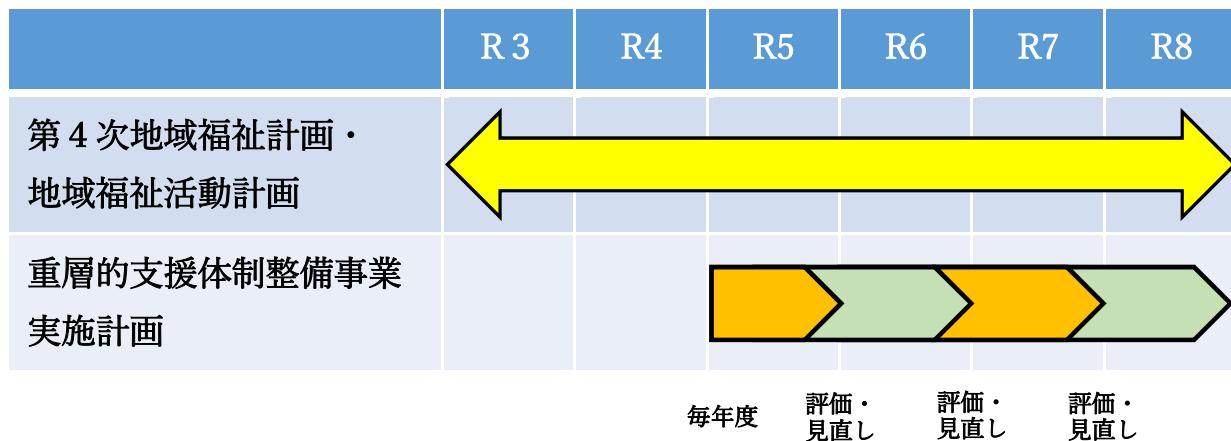
本計画は、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、第4次高槻市地域福祉計画における「包括的な支援体制の整備」に資する計画であることから、地域福祉計画の附属計画として位置づけるとともに、総合計画や地域福祉計画を上位計画とする各分野の個別計画等及び地域福祉計画と一体的に策定し両輪で進める高槻市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合性・調和を図りながら推進していきます。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は単年度とし、事業開始の令和5（2023）年度から第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の終期である令和8（2026）年度の間、毎年度、評価・見直しを行います。



(3) 計画の策定及び推進体制

重層的支援体制整備事業については、健康福祉部・子ども未来部及び高槻市社会福祉協議会で構成する府内関係課会議「高槻市地域共生社会等検討会」を推進機関とし、本計画の策定及び事業の推進に取り組みます。

また、本計画は、地域福祉計画の附属計画として位置づけることから、地域福祉計画の諮問機関である「高槻市社会福祉審議会地域共生社会推進部会」及び推進機関である「高槻市地域福祉計画策定委員会」での調査・審議を踏まえ策定することとし、事業の評価・提言等は地域福祉計画全体の取組状況等の中で行うこととします。

高槻市社会福祉審議会地域共生社会推進部会【諮問機関】

- ◎地域福祉計画（重層的支援体制整備事業含む）の取組状況等の評価・提言
- ※地域の各種活動団体や事業者等の代表者、学識経験者などで構成



高槻市地域福祉計画策定委員会【推進機関】

- ◎地域福祉計画（重層的支援体制整備事業含む）の策定と推進
- ※全府的な関係部局で構成



高槻市地域共生社会等検討会【推進機関】

- ◎重層的支援体制整備事業実施計画の策定と推進
- ※健康福祉部・子ども未来部・高槻市社会福祉協議会で構成(必要に応じ他部局招集)

(1) 世代や属性を問わない相談支援

本人やその世帯の世代や属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援する体制を整備するため、「①包括的相談支援事業」、「②多機関協働事業」、「③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の3つの事業を実施します。

① 包括的相談支援事業に関する体制

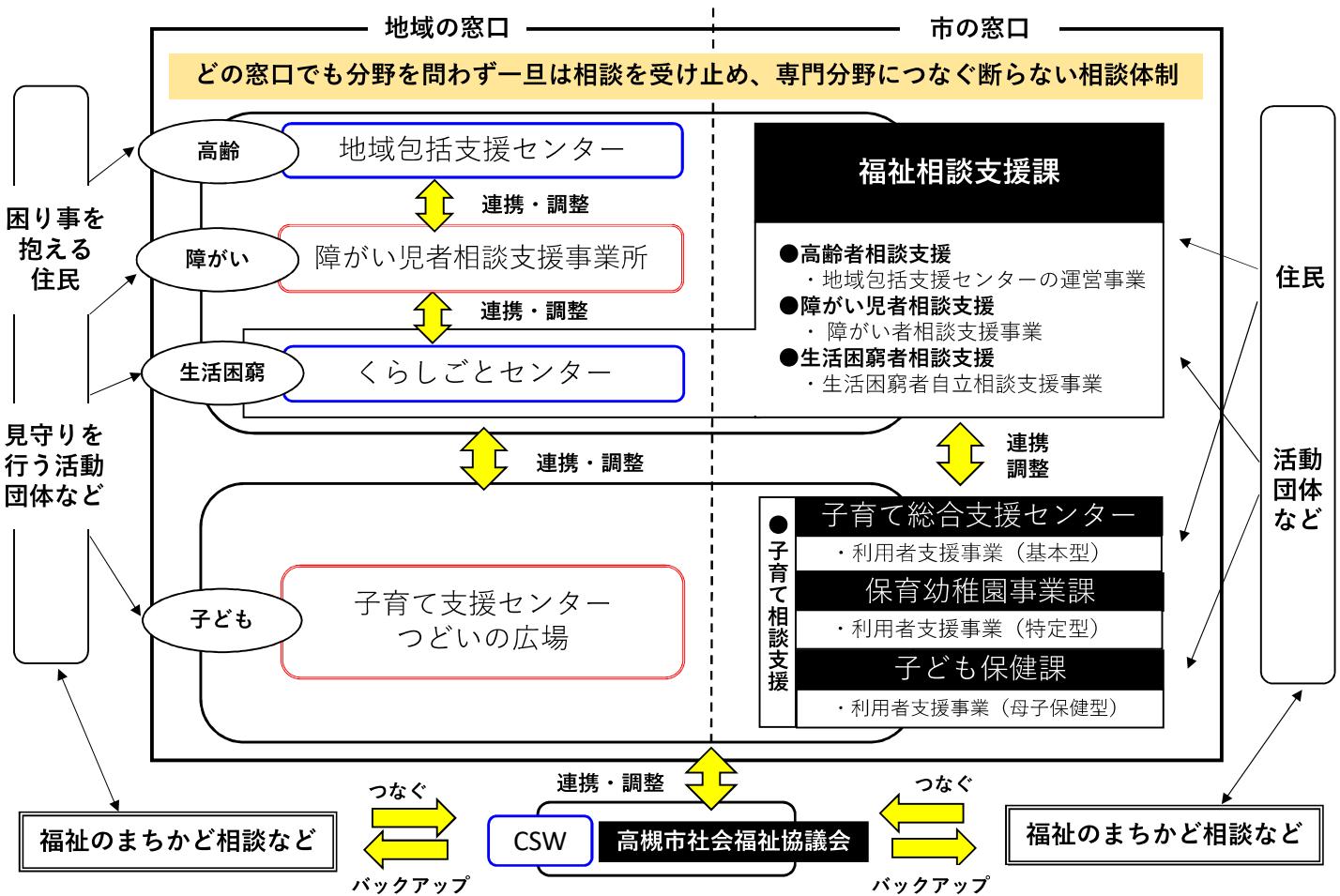
◎包括的相談支援事業の概要と本市の実施形態

包括的相談支援事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野の相談支援機関において、困り事を抱える本人やその世帯の属性・相談内容等に関わらず幅広く相談を受け止めるなど、分野外の相談でも一旦は受け止め、専門分野の相談支援機関等につなぐといった関係機関によるネットワークでの対応を図ることで「断らない相談」、「切れ目のない支援」を行います。

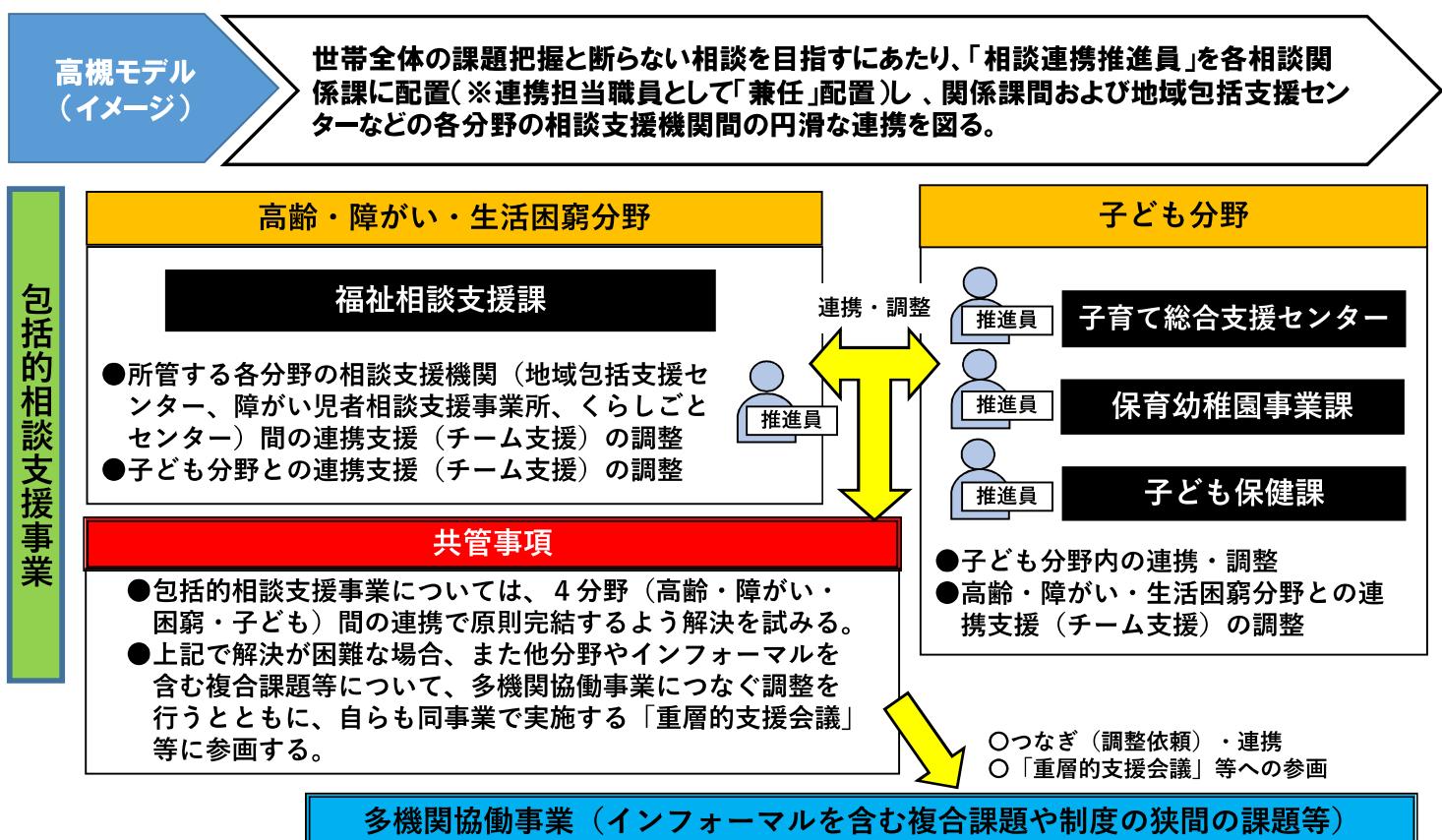
本市では、図4のとおり、高齢・障がい・生活困窮の分野においては、福祉相談支援課が総合相談窓口となり、地域包括支援センターなどの地域における各相談支援機関との連携を図るとともに、各分野の相談支援機関間においても連携を図ります。また、子ども分野では各関係課を窓口に、子育て支援センターやつどいの広場などの地域の子育て支援拠点等との連携を図るとともに、高齢・障がい・生活困窮分野とも相互に連携を図り、分野を横断した一体的な相談支援を実施します。なお、事業実施にあたっては、図5のとおり、「相談連携推進員」を各相談支援関係課に配置するなど、包括的相談支援事業実施者間の連携の強化・円滑化を図ります。

また、本市における包括的な相談支援体制の整備では、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく「身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり」として、福祉のまちかど相談など、気軽に相談できる身近な場の設置を支援するとともに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等の専門職による巡回相談や相談を受け止める場をバックアップする仕組みなど、困り事を抱える住民の早期発見と地域に支援を届ける体制を推進します。

本市における包括的相談支援事業の実施イメージ【図4】



包括的相談支援事業実施者間の連携強化・円滑化を図る手法【図5】



※なお、各分野の相談支援機関の連携を促進（連携先を明確化）するため、相談支援機関一覧を作成し窓口配架するほか、各分野の相談員に対する合同研修会や意見交換会など、顔の見える関係づくりを行う。

◎包括的相談支援事業における各分野の相談支援事業 実施体制表

[第1号のイ／地域包括支援センターの運営]

事業名称	地域包括支援センター運営事業	
支援対象者	高齢者等及びその家族等	
圏域・箇所数	市内 12箇所	
事業内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名） <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人 愛仁会 ・社会福祉法人 聖ヨハネ学園 ・医療法人社団 緑水会 ・社会福祉法人 恭生会 ・社会福祉法人 博乃会 ・医療法人 杏仁会 ・医療法人 健和会 ・社会福祉法人 高志会 ・社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 ・医療法人 庸愛会 ・社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 ・社会医療法人 祐生会 	<u>支援機関名</u> <ul style="list-style-type: none"> 高槻北地域包括支援センター 清水地域包括支援センター 日吉台東地域包括支援センター 五領・上牧地域包括支援センター 天川地域包括支援センター 冠・大塚地域包括支援センター 富田南・下田部地域包括支援センター 三箇牧地域包括支援センター 高槻中央地域包括支援センター 富田地域包括支援センター 郡家地域包括支援センター 阿武山地域包括支援センター
所管課	健康福祉部福祉相談支援課	

[第1号のロ／障害者相談支援事業]、[関連事業／障がい児相談支援事業]

事業名称	障がい者相談支援事業、障がい児相談支援事業	
支援対象者	障がい児者及びその家族等	
圏域・箇所数	(障がい者) 市内 8箇所、(障がい児) 市内 3箇所	
事業内容	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名） <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 花の会 ・医療法人 光愛会 ・社会福祉法人 大阪福祉事業財団 ・社会福祉法人 北摂杉の子会 ・社会福祉法人 わかくさ福祉会 ・社会福祉法人 つながり ・社会福祉法人 明星福祉会 ・社会福祉法人 聖ヨハネ学園 ・社会福祉法人 育成福祉会 	<u>支援機関名</u> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援センタースキップ 高槻地域生活支援センターオアシス 地域生活支援センターらいと 生活支援センターあんだんて [児] こども相談支援センターwish 相談支援センターわかくさ 地域生活相談所ライラック 高槻西部地域活動支援センターステップ 聖ヨハネ障がい者相談支援事業 [児] 聖ヨハネ子どもセンター [児] 相談支援チエリーハート
所管課	健康福祉部福祉相談支援課	

[第1号のハ／利用者支援事業]

事業名称	利用者支援事業（基本型）	
支援対象者	子ども及びその保護者等	
圏域・箇所数	市内 1 箇所	
事業内容	子育て支援等に関する情報収集及び情報提供、相談・助言、個別のニーズ等の把握、教育・保育・保健その他子育て支援の関係機関との連絡調整及び連携・協働の体制づくり	
実施方式／ 支援機関名	直営	<u>支援機関名</u> 高槻市立子育て総合支援センター
所管課	子ども未来部子育て総合支援センター	

事業名称	利用者支援事業（特定型）	
支援対象者	子ども及びその保護者等	
圏域・箇所数	市内 1 箇所	
事業内容	保育に関する施設や事業の利用に向けた相談や情報提供、助言等	
実施方式／ 支援機関名	直営	<u>支援機関名</u> 保育幼稚園事業課
所管課	子ども未来部保育幼稚園事業課	

事業名称	利用者支援事業（母子保健型）／子育て世代包括支援センター事業	
支援対象者	子育て家庭や妊婦	
圏域・箇所数	市内 1 箇所	
事業内容	母子保健・子育てに関する相談、サービス等の情報提供、支援プランの策定等	
実施方式／ 支援機関名	直営	<u>支援機関名</u> 子ども保健課
所管課	子ども未来部子ども保健課	

[第1号のニ／生活困窮者自立相談支援事業]

事業名称	自立相談支援事業	
支援対象者	生活困窮者（生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある人）	
圏域・箇所数	市内 1 箇所	
事業内容	困窮者が抱える多様な問題への包括的かつ計画的な相談支援、自立の促進	
実施方式／ 支援機関名	直営	<u>支援機関名</u> 福祉相談支援課くらしごとセンター
所管課	健康福祉部福祉相談支援課	

② 多機関協働事業に関する体制

◎多機関協働事業の概要と本市の実施形態

多機関協働事業は、「①包括的相談支援事業〔P.8〕」で受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関や高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野の相談支援機関間の連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した困難事例等について、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業において必置の会議）を開催し、支援の方向性や支援機関間の役割を整理するなど、事例全体の調整機能を担います。

本市では、図5〔P.9〕のとおり、相談連携推進員を配置し、高齢・障がい・子ども・生活困窮の4分野の相談支援機関間の連携強化・円滑化を図る中で、解決できる複合課題については、包括的相談支援事業において一定完結を試みますが、図6のとおり、教育や消費生活、多文化共生などの分野外のもの、ひきこもり等のインフォーマルを含むものや制度の狭間にあるものといった解決が困難な複合課題等について多機関協働事業につなぎます。

また、これらの事例に対して、本市では、「多機関協働推進会議」を開催し、高槻市社会福祉協議会に配置する「多機関協働コーディネーター（CSWと兼務）」が関係機関ごとの役割分担や様々な社会資源の活用等、支援の方向性を整理するなどの調整役を担い、多機関の協働によるチーム支援を実施します。また、このコーディネート等を行う中で、「(1) ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業〔P.16〕」や「(2) 参加支援事業〔P.18〕」へつなぐなどの調整を図り、多様な支援を行います。

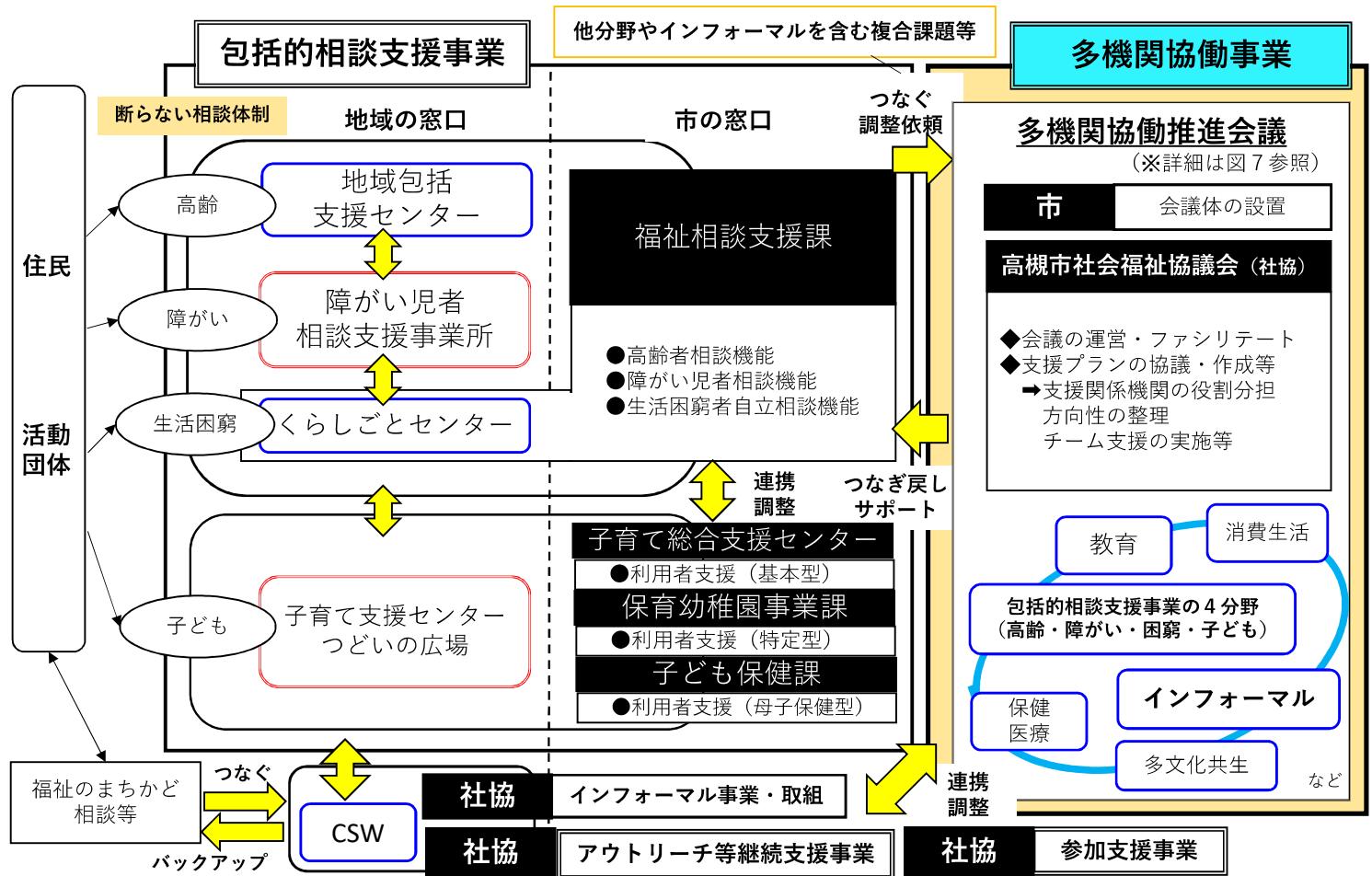
※図8「多機関協働事業等における支援フロー〔P.14〕」参照。

重層的支援会議の実施方法

本市においては、図7のとおり、必置とされる「重層的支援会議」に加えて、法第106条の6で新たに規定された「支援会議」の両機能を包含する「多機関協働推進会議」を設置し、「多機関協働コーディネーター」のもと、市の各相談支援関係課に配置する相談連携推進員や包括的相談支援事業実施者におけるケース担当職員、その他支援に必要な分野の専門支援機関等を案件に応じて調整し、隨時開催します。

※「支援会議」と「重層的支援会議」の違いについては、「補足〔P.14〕」参照。

本市における多機関協働事業の実施イメージと包括的相談支援事業等との相関性【図6】



本市における重層的支援会議の実施イメージ【図7】

高槻モデル
(イメージ)

社福法第106条の6で新たに規定された「支援会議」と重層的支援体制整備事業で必置とされる「重層的支援会議」の両機能を包含する多機関協働推進会議を新たに設置する。

多機関協働推進会議

◆支援会議（社福法第106条の6）の機能（本人の同意がないケース）

- ・気になる（支援の必要性が疑われる）事案の情報提供・情報共有
- ・見守りや支援方針の検討
- ・緊急性のある事案への対応

潜在的

課題

表面的

●重層的支援会議の機能（本人の同意があるケース）

- ・支援プランの作成・適切性の協議・共有
→チーム支援の実施
- ・プラン終結時等の判断・評価
- ・社会資源の充足状況の把握・創出に向けた検討

※アウトリーチ事業、
参加支援事業の活用
等も検討。

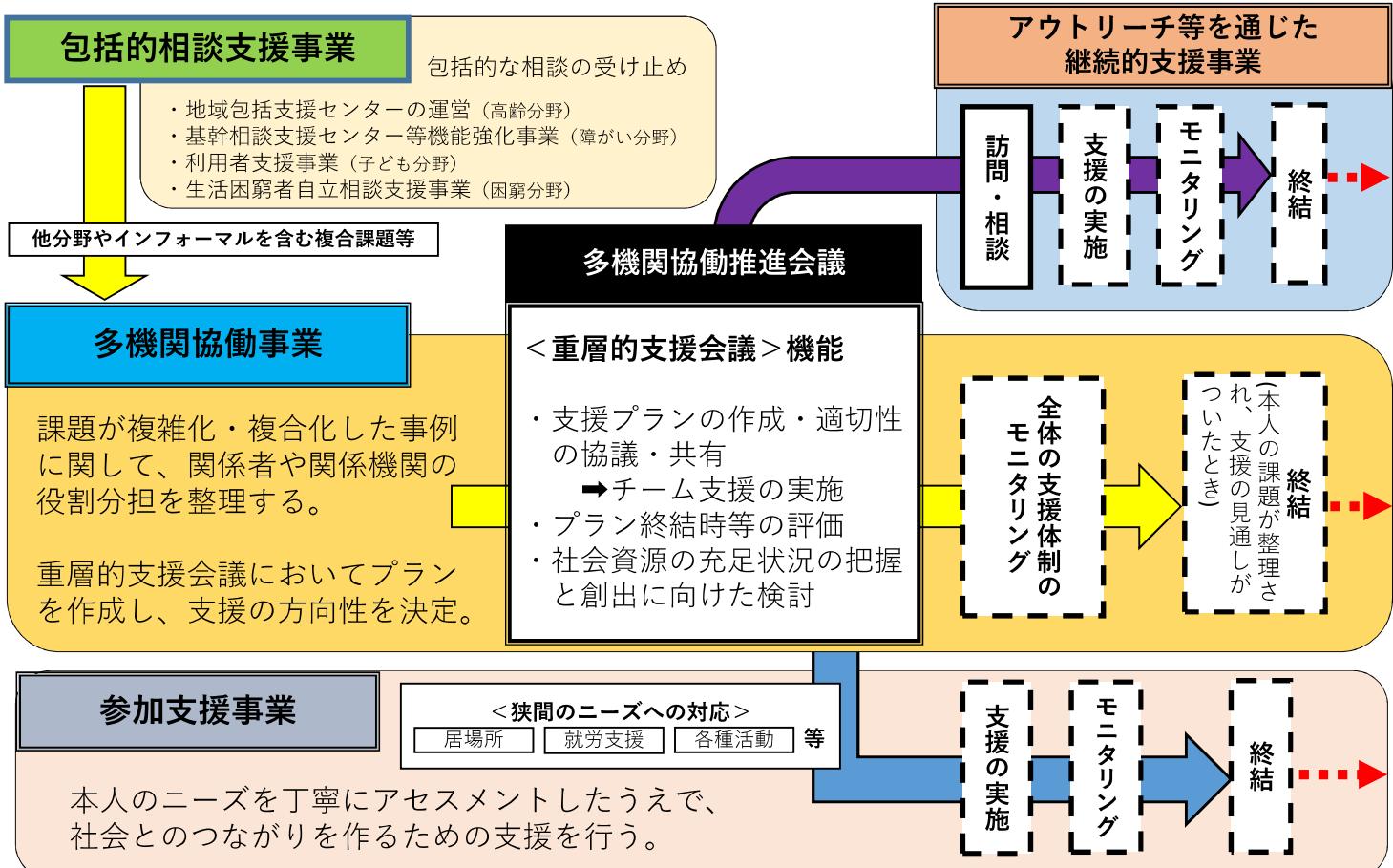
→本人の同意が取れない段階では「支援会議（※守秘義務を法定）」で情報共有や見守り（支援）体制を検討し、同意が取れれば「重層的支援会議」でプランを協議する。

[構成メンバー] 社協（多機関協働コーディネーター）

市（各相談支援関係課に配置する相談連携推進員）
包括的相談支援事業実施者におけるケース担当職員
その他支援に必要な分野の専門支援機関等
民生委員児童委員など地域の関係者

※コーディネーターが案件に応じて、上記のメンバーの出席等を調整する。

多機関協働事業等における支援フロー【図8】



※アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

<補足> 「支援会議」と「重層的支援会議」の違い

○「支援会議」とは、複合的課題等を抱えている可能性がある事案やセルフネグレクト（自身が抱える課題に気づいていない状態）、支援が必要であることが疑われるものの、本人の同意が得られていないケースに対して、会議の構成員に守秘義務を設け、情報の共有や日常生活を営むための支援・見守り等の必要な体制の検討を行います。
(法第106条の6で新たに規定された会議／設置は任意)

○「重層的支援会議」は、本人の同意のあるケース（支援を希望するケース）に対して、支援機関間の役割分担・支援の方向性の共有を行い、支援プラン作成・協議等を行います。
(重層的支援体制整備事業を実施するにあたり必置の会議／設置は必須)

◎多機関協働事業 実施体制表

[第5号・第6号／多機関協働事業、支援プラン作成]

事業名称	多機関協働事業	
支援対象者	複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある人とその世帯等	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働推進会議（支援会議及び重層的支援会議を含む）の設置 ・多機関協働コーディネーターの配置を通じた会議の運営実施 <p>①支援機関間の必要な情報共有や事例検討等、②支援機関間の役割分担と支援の方向性の整理・調整、支援プランの作成、プランに基づくチーム支援の実施等 ※<u>図8</u>「多機関協働事業等における支援フロー [P.14]」参照。</p>	
実施方式／ 支援機関名	<p>委託（委託先名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会 <p><会議構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働コーディネーター ・市（各相談支援係課に配置する相談連携推進員） ・包括的相談支援事業実施者におけるケース担当職員 ・その他支援に必要な分野の専門支援機関や団体等 ・民生委員児童委員など地域の関係者 <p>※コーディネーターが案件に応じて上記メンバーの出席等を調整し、隨時実施。</p>	<p>支援機関名</p> <p>多機関協働コーディネーター</p> <p>※コミュニティソーシャルワーカー(CSW)と兼務</p>
所管課	健康福祉部福祉政策課、福祉相談支援課	

③ アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業に関する体制

◎アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業の概要と本市の実施形態

アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業（以下「アウトリーチ等」という。）は、長期に亘りひきこもりの状態にあるなど、課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な人や、支援の必要性が高いと思われるものの、自身が抱える課題に気づいていない（セルフネグレクト）、または相談や支援を忌避している人など、潜在的な支援ニーズを抱える人や世帯に支援が行き届くよう、寄り添い伴走しながら、つながり続ける支援を行います。

※アウトリーチとは、上記のような潜在的な支援ニーズを抱える人等に対して、支援機関・団体などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるような活動。

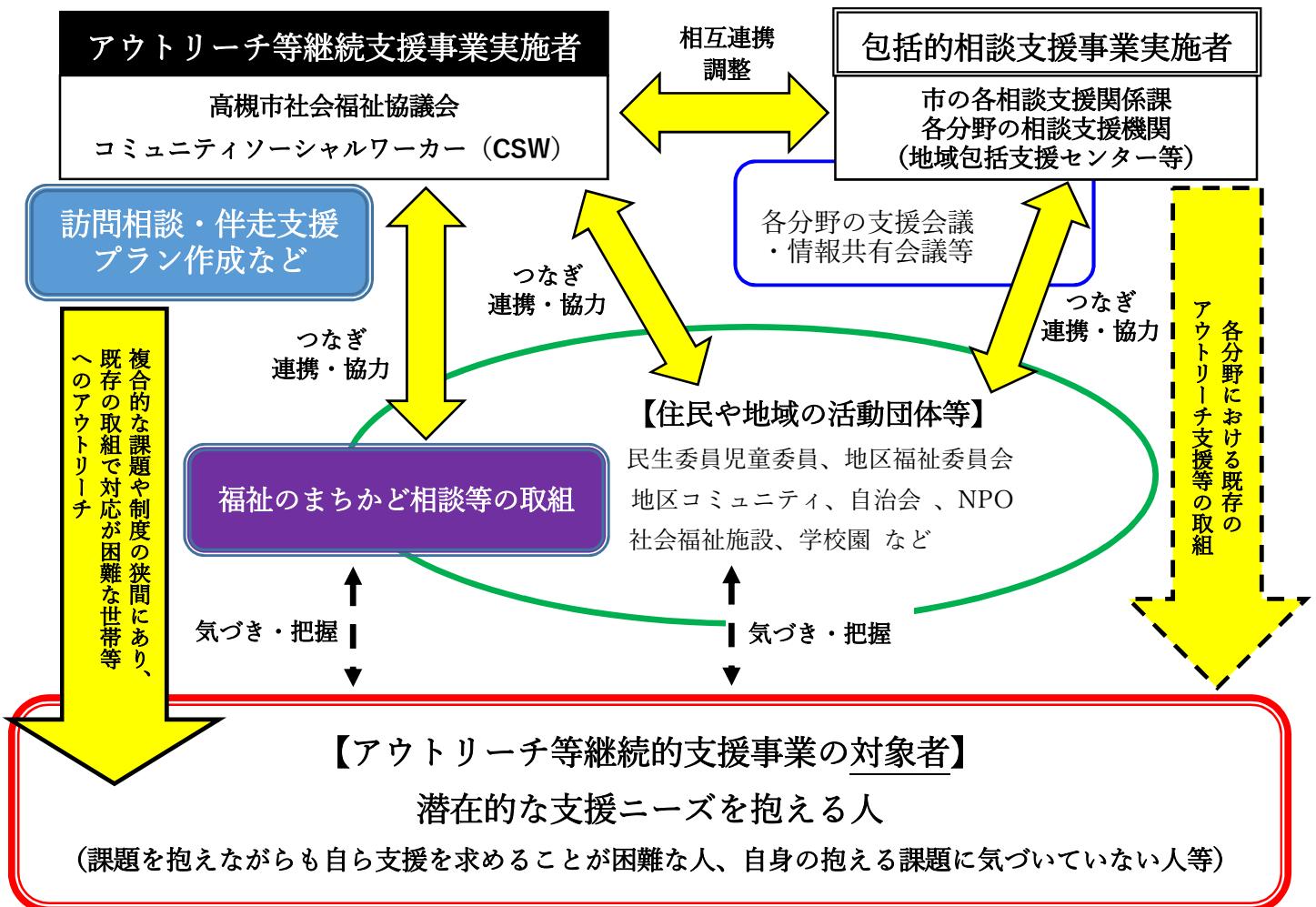
本市では、「(1) ②多機関協働事業 [P.12]」による課題の整理等を行う中で、複合的な課題や制度の狭間にありながら支援が届いていない人・世帯を把握した場合にアウトリーチ等を実施します。

さらに、このような潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯を早期に発見し、必要な支援を届けるため、図9のとおり、高槻市社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となり、身近な地域で相談を受け止める場である「福祉のまちかど相談」等への地域巡回や民生委員児童委員をはじめとする地域の住民・活動団体等との連携・協力のもと、積極的な情報収集に努めるとともに、訪問や電話相談等のアウトリーチを通じて、対象者本人との関係性の構築に向けた働きかけを行います。

また、包括的相談支援事業実施者である市の相談支援関係課や各分野の相談支援機関とも相互に連携を図り、情報共有や役割分担を図る中で取組を進めます。なお、包括的相談支援事業実施者においては、必要に応じて各分野における既存のアウトリーチ支援等の取組を行います。

アウトリーチ等を通じて、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係が形成され、本人の同意が得られた場合には、「(1) ②多機関協働事業」において、多様な支援機関等による必要なチーム支援等につなげるとともに、必要に応じて、「(2) 参加支援事業 [P.18]」による社会参加の促進や地域づくりの取組などを通じた支え合いや見守りなど、地域の社会資源とのつながりづくりに向けた伴走型の支援を実施します。

本市におけるアウトリーチ等を通じた継続的な支援事業の実施イメージ【図9】



◎アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 実施体制表

[第4号／アウトリーチ等を通じた継続的支援事業]

事業名称	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
支援対象者	ひきこもりやセルフネグレクトなど、潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	支援関係機関や地域との連携を通じた情報収集と対象者の把握、訪問等のアウトリーチによる関係構築に向けた継続的な働きかけ、本人・世帯に寄り添った伴走型支援、支援関係機関へのつなぎ ※多機関協働事業との関係・支援の流れについては、 <u>図8「多機関協働事業等における支援フロー [P.14]」</u> 参照。	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名） ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	支援機関名 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)
所管課	健康福祉部福祉政策課	

(2) 多様な社会参加支援

参加支援事業に関する体制

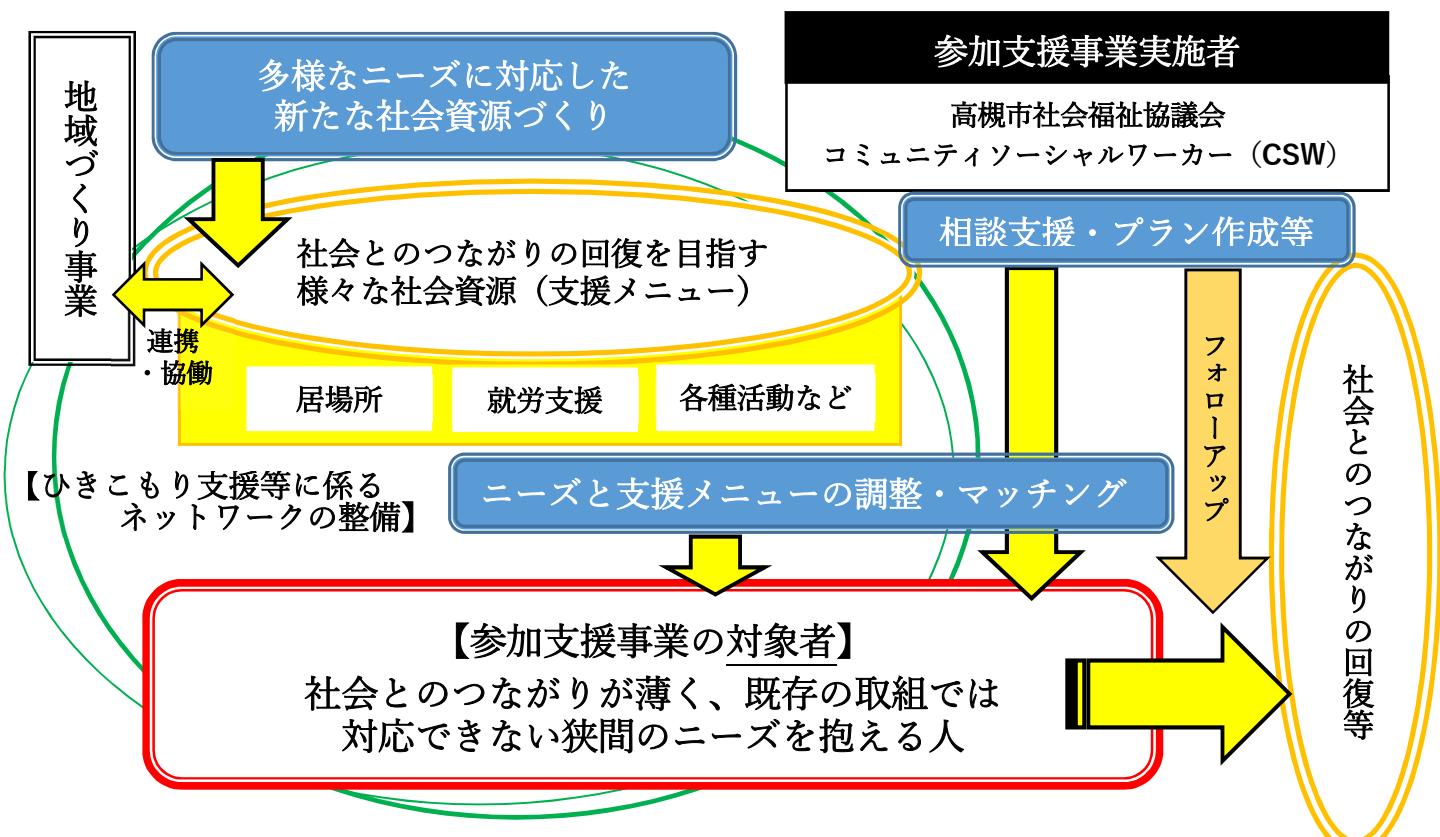
◎参加支援事業の概要と本市の実施形態

参加支援事業は、社会とのつながりが薄く、各分野で行われている既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズを抱える本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりを支援します。本人のニーズや課題などを丁寧に把握しながら、本人と支援メニューとなる地域の様々な社会資源との間を調整し、マッチングを行います。また、既存の取組を行う団体等の地域資源に働きかけて、支援メニューの拡充や創出を図るなど、多様な支援ニーズに応じた多様な形での社会参加を目指します。

本市では、「(1) ②多機関協働事業 [P.12]」による支援を実施する中で、各分野で行われている既存の社会参加に向けた取組では課題の解決を図れない、狭間のニーズを抱える人の社会とのつながりの回復や自己肯定感・有用感など生きる力の回復に向けて、図10のとおり、高槻市社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となり、本人やその世帯の希望や意思を尊重する中で、就労支援や居場所、各種活動などの様々な社会資源を活用し、ニーズにあった支援メニューとのマッチングを行います。なお、マッチング後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とが継続してつながるための支援に取り組みます。

また、事業の実施にあたっては、ひきこもり支援等に関係する支援機関・団体等で構成するネットワークの整備を図る中で取組を進めるとともに、支援メニューの充実に向けては、「(3) 地域づくり事業 [P.20]」の取組を通じて、地域の社会資源を把握し連携・協働を図る中で、多様なニーズに対応した社会資源づくりに取り組むなど、本人の状態や希望に沿った支援が実施できるよう、支援メニューの拡充を図ります。

本市における参加支援事業の実施イメージ【図10】



[第2号／参加支援事業]

事業名称	社会参加支援事業	
支援対象者	ひきこもりなど、社会とのつながりが薄く狭間のニーズを抱える人・世帯	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	本人のニーズや課題等の把握、ニーズに沿った支援メニュー（社会資源）とのマッチング、多様なニーズに対応した支援メニューづくり ※多機関協働事業との関係・支援の流れについては、 <u>図8「多機関協働事業等における支援フロー [P.14]」</u> 参照。	
実施方式/ 支援機関名	委託（委託先名） <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会 <p><協力機関> ひきこもり支援等に係るネットワーク参画組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高槻地域生活支援センター オアシス ・就労支援センター フォルツア ・ジョブジョイントおおさか ・ひとまちみらい高槻 ・NPO法人クラウドナイン ・行きしぶり・不登校 子どもを信じる親の会『フィーカ』 ・NPO法人フェルマータ・フェルマータ自立サポートセンター ・各地域包括支援センター ・大阪府ひきこもり地域支援センター ・高槻市／[健康福祉部] 福祉政策課、福祉相談支援課くらしごとセンター、 [教育委員会] 教育センター、地域教育青少年課 	<u>支援機関名</u> コミュニティソーシャルワーカー(CSW) <ul style="list-style-type: none"> ・高槻西部地域活動センター ステップ ・三島地域若者サポートステーション ・社会福祉法人 聖ヨハネ学園 ・フリースクールはらいふ ・自立支援研修会『花きりん』
所管課	健康福祉部福祉政策課	

(3) 地域づくりに向けた支援

地域づくり事業に関する体制

◎地域づくり事業の概要と本市の実施形態

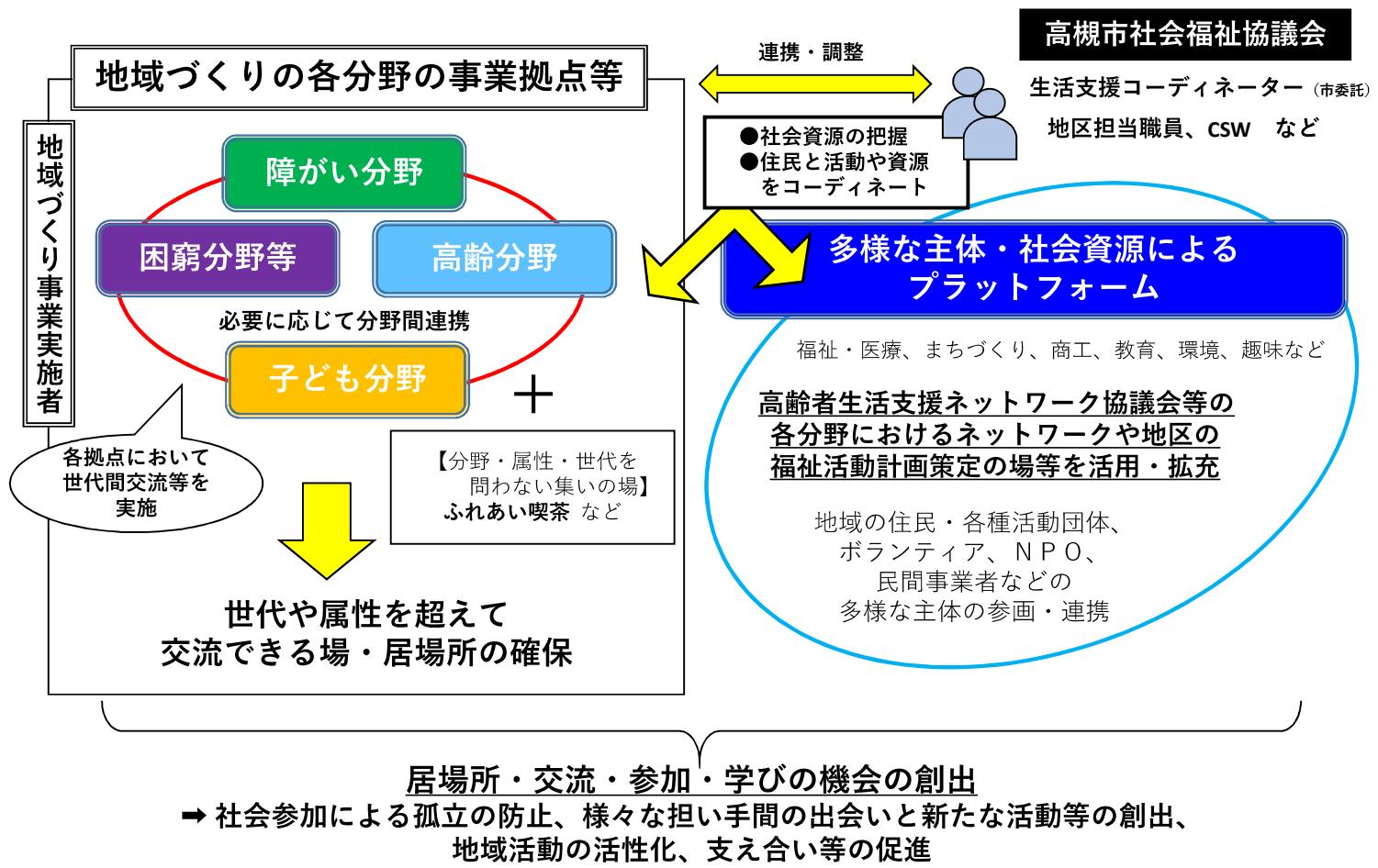
地域づくり事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することにより、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の確保や、様々な分野の関係者が集い関係性を深める場（プラットフォーム）づくり、また、それらのコーディネート等を通じて、住民と地域の多様な活動や資源とのつながりが生まれる環境の整備を推進します。これらの支援により、居場所・交流・参加・学びの機会を生み出し、社会参加を促すことで孤立を防ぐとともに、様々な担い手が出会い、住民主体の多様な地域活動が生まれることで、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取組の促進、新たな社会参加の場の創出などが自発的に生まれる地域の醸成を図ります。

本市では、図11のとおり、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場の確保や居場所づくりを進めるため、各分野における事業拠点等において、生きがいづくりや支え合いなど様々な観点を踏まえる中で、世代間交流等の促進を図ります。なお、本市における地域づくりに向けた支援体制の整備では、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく「地域の交流の場づくり」として、ふれあい喫茶など、誰もが気軽に立ち寄り交流できる身近な居場所の利用を促進するとともに、専門職と住民をつなぐ場としての活用にも取り組みます。

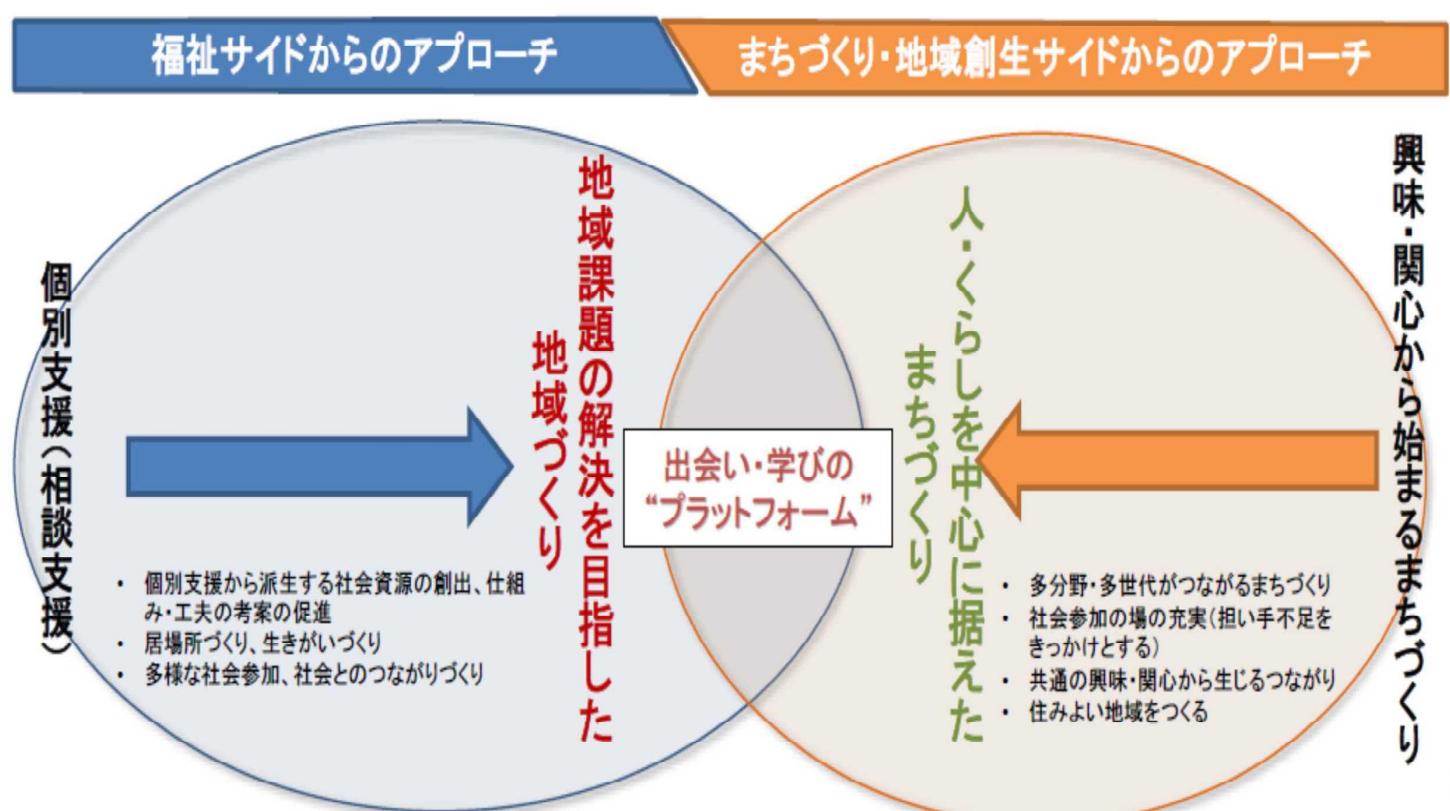
また、多様な主体が集い・学び合うプラットフォームとして、「高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会」等の地域の団体・ボランティア・NPO・民間事業者等の多様な主体と住民が連携した協議体をはじめ、各分野における既存のネットワークや地区福祉活動計画策定の場等を活用・拡充しながら取組を進めるとともに、高槻市社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーターや地区担当職員を中心に各分野の地域づくり事業拠点等が連携を図る中で、地域で実施される活動や人などの社会資源を把握し、コーディネートするなど、人と人、人と地域がつながり合う地域づくりを実施します。

なお、地域づくり事業実施者間の連携の強化・円滑化を図るため、分野を横断した社会資源マップづくり等の取組をあわせて進めます。

本市における地域づくり事業の実施イメージ【図11】



参考：プラットフォームの考え方(イメージ)



(出典：厚生労働省資料)

◎地域づくり事業における各分野の支援事業 実施体制表

[第3号のイ／地域介護予防活動支援事業]

事業名称	一般介護予防事業	
支援対象者	65歳以上の者及びその支援に携わる者等	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	①自主グループ、元気クラブの活動支援 市民の主体的かつ継続的な介護予防の取組に向けた健康教育や健康相談、体操指導、活動継続のための相談等 ②生活支援センター事業 介護保険等の公的サービスと地域の支え合い活動の隙間を埋める担い手の養成、地域活動の支援 ③介護予防活動通所型事業（街かどデイハウス） 民間既存家屋等を利用した場における住民参加型の介護予防プログラムの実施	
実施方式／ 支援機関名	① 直営 ② 委託（委託先名） • 社会福祉法人高槻市社会福祉協議会 ③ 委託（委託先名） • NPO 法人きらら • NPO 法人とうりゃんせ • NPO 法人なごみの家 • NPO 法人北摂すまいるハウス • NPO 法人みかん • NPO 法人二十一の会 • NPO 法人囲む会ヘリオフレンド	<u>支援機関名</u> 長寿介護課 高槻市社会福祉協議会 きららの家 とうりゃんせ なごみの家 北摂すまいるハウス みかん キャロット ヘリオ横丁寄ってこ広場
所管課	健康福祉部長寿介護課	

[第3号のロ／生活支援体制整備事業]

事業名称	生活支援体制整備事業	
支援対象者	65歳以上の者を含む地域住民や団体	
圏域・箇所数	第1層（市内全域）、第2層（市内4圏域）	
事業内容	<p>①高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会（協議体）の設置運営 医療、介護、様々な生活支援サービス提供主体等と連携した高齢者の多様な日常生活を支援する体制の充実・強化と社会参加の推進</p> <p>②生活支援コーディネーターの配置 地域資源の開発、ネットワーク構築及びニーズと取組のマッチング、地域の実情に応じた多様な活動を推進</p>	
実施方式／ 支援機関名	<p>① 直営</p> <p>② 委託（委託先名） ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会</p>	<p><u>支援機関名</u></p> <p>長寿介護課</p> <p>高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会</p> <p>生活支援コーディネーター (第1層1名、第2層2名)</p>
	<p><協力機関> 高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会参画組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービス提供団体：35団体 ・通いの場運営団体：48団体 	
所管課	健康福祉部長寿介護課	

[第3号のハ／地域活動支援センター事業]

事業名称	地域活動支援センター事業		
支援対象者	障がい者等及びその家族等		
圏域・箇所数	I型：2箇所 II型：1箇所 III型：5箇所		
事業内容	<p>(1) 基礎的事業 ア 日常生活における日中活動の場の提供 イ 創作的活動、生産活動、自主的な活動等の機会の提供</p> <p>(2) 機能強化事業 I型：専門職員（精神保健福祉士等）の配置、医療・福祉及び地域の社会基盤との連係強化のための調整、地域ボランティア育成、障がい理解の促進に向けた普及啓発事業の実施 II型：地域で雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練等のサービス III型：地域で雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する生産活動の場の提供等</p>		
実施方式／ 支援機関名	I型 補助 ・医療法人光愛会 ・社会福祉法人明星福祉会 II型 直営 III型 補助 ・NPO法人自立支援センターたかつき ・社会福祉法人そうふう会 ・NPO法人どれみ倶楽部	支援機関名	高槻地域生活支援センターオアシス 高槻西部地域活動支援センターステップ 高槻市立障がい者福祉センター 障がい者自立フォーラム きらきら サンシャインけやき ひろがりはうす どれみ倶楽部
所管課	健康福祉部福祉相談支援課、障がい福祉課		

[第3号のニ／地域子育て支援拠点事業]

事業名称	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場）	
支援対象者	乳幼児をもつ子育て中の親とその子ども	
圏域・箇所数	市内6圏域・18箇所	
事業内容	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等	
実施方式／ 支援機関名	<p>直営</p> <p>直営〔指定管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人照治福祉会 <p>委託（委託先名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人照治福祉会 ・社会福祉法人育成福祉会 ・社会福祉法人たつみ会 ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会 ・NPO法人高槻子育て支援 ネットワークティピー ・NPO法人NPOぱれっと ・(任意団体)WSGチャム ・社会福祉法人大阪水上隣保館 ・学校法人平安女学院大学 ・NPO法人三島子ども文化ステーション ・NPO法人ハイネ ・社会福祉法人つながり ・社会福祉法人大阪福祉事業財団 ・社会福祉法人四季の会 	<p><u>支援機関名</u></p> <p>高槻市立子育て総合支援センター</p> <p>春日子育て支援センター〔市立春日保育所〕</p> <p>庄所子育てすぐすくセンター「こっこひろば」</p> <p>阿武山たつの子子育て支援センター</p> <p>津之江さくら子育て支援センター</p> <p>聖ヶ丘子育て支援センター</p> <p>富田子育て支援センター〔富田認定こども園〕</p> <p>ティピーおやこの広場</p> <p>ぱれっとひろば</p> <p>チャムきっずばーく</p> <p>ファミリーポートたかつき</p> <p>平安女学院大学どんぐりの森</p> <p>子育てカフェどうぞのおいす、 ぴーかぶー</p> <p>ハイネ</p> <p>キッズスポットかるがも</p> <p>ひろばひだまり</p> <p>つどいの広場くすのき</p>
所管課	子ども未来部子育て総合支援センター、保育幼稚園総務課	

[第3号／生活困窮者支援等のための地域づくり事業]

事業名称	共助の基盤づくり事業	
支援対象者	地域において多様なニーズを抱える人・世帯等	
圏域・箇所数	市内全域	
事業内容	多様なニーズに対応した地域づくりに向けた活動 ・狭間のニーズ等に対応するための人材づくり (コミュニティボランティア等の育成) ・分野を横断した社会資源マップづくり ・ひきこもり当事者等の居場所づくりや家族支援(家族教室) ・地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開など	
実施方式／ 支援機関名	委託（委託先名） ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	<u>支援機関名</u> コミュニティソーシャルワーカー(CSW) 生活支援コーディネーター等
所管課	健康福祉部福祉政策課、長寿介護課	

參考資料

| 関係法令（改正社会福祉法）

改正社会福祉法（一部抜粋）

令和3年4月1日施行

（包括的な支援体制の整備）

- 第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施 その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

- 第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- ・ ・ ・ 包括的相談支援事業

- イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

・・・ **参加支援事業**

- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

・・・ **地域づくり事業**

- イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

・・・ **アウトリーチを通じた継続的支援事業**

- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

・・・ **多機関協働事業**

- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

・・・ **支援プラン策定事業**

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

- 第106条の5** 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
 - 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

<以下、略>

《あ行》

■インフォーマル（インフォーマルサービス）

家族や友人をはじめ、近隣住民、民生委員児童委員、NPOやボランティアなどが行う援助活動等で、公的制度に基づくサービス以外のもの。

《か行》

■介護予防ケアマネジメント

高齢者が介護を必要となることをできるだけ防ぎ、もし介護になっても、それ以上状態を悪化させないよう支援を行うこと。

■くらしごとセンター

市福祉相談支援課に設置された窓口の名称。

仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている人に対して、相談支援員や就労支援員がどうしたらいいかと一緒に考え、各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行う。

■権利擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとするさまざまな権利を保護すること。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。

■コミュニティボランティア

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と協力し、公的機関による支援やサービスを受けにくい、困りごとや悩みごとなどを抱える人を支援する活動を行う登録制のボランティア。

《さ行》

■障がい児者相談支援事業所

障がい児者が地域で安心して暮らすことができるよう、当事者やその家族の相談に応じるとともに、必要に応じて地域の関係機関と連携しながら、障がい福祉サービスの利用援助や各種情報の提供などを行う機関。

■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域における一体的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域の実情に応じた地域資源の開発や活用、多様な取組を行う主体間の連携強化や、関係者間の調整や支援などを行う者。その他、高齢者の社会参加を促進するため、担い手の養成等も行う。

■生活支援サポーター

介護保険などの公的サービスと地域の日常的な支え合いの隙間を埋めるため、地域の高齢者に対して、買い物や外出の付添など日常生活のちょっとした困りごとを支援する人。生活支援サポーター養成講座（介護予防・生活支援サービス事業従事者研修と生活支援サポーター登録者研修）を修了し、社会福祉協議会に登録したボランティア。

■精神保健福祉士

国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、精神上の障がいがある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練、または保健医療、障がい福祉、地域相談支援等に関するサービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。

《た行》

■ダブルケア

同時期に介護と育児の両方を行っている状態。

■地域の子育て支援拠点（つどいの広場・子育て支援センター）

地域の子育て支援の拠点として、主に乳幼児（0～3歳）と子育て中の親が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流などを行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。

■地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が、高齢者等への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点。市内12箇所に設置。

■地区コミュニティ

地域において、自治会をはじめ福祉団体・教育団体などの多くの組織・団体が地域で相互に関連を持ちながら活動するため、これらのコミュニティ活動をネットワーク化することを目指して組織された団体。現在、市内には全市域を網羅する32の地区コミュニティがあり、よりよい地域づくりのためにさまざまな活動をされている。

■地区福祉委員会

社会福祉協議会活動を実践する組織で、概ね小学校区をエリアとして地域の福祉ニーズを掘り起こし、そこに住む「すべての住民が安心して暮らせるまちづくり」の推進役であり、住民自らの知恵と力を出し合って活動を行う。

■地区福祉活動計画

地区で活動するさまざまな福祉関係者が参加し、それぞれの地域の実情に沿って策定するもので、互いの活動を認め合いながら福祉課題を共有化することを目指す地域のための計画。

《は行》

■8050問題

高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれる。

■伴走型(の)支援

社会復帰や生活再建を目指す人に対して、本人に寄り添いながらその時々の状況に対応した支援を行うこと。

■福祉のまちかど相談

地区福祉委員会などの団体が地域の拠点ごとに設置する身近な相談窓口。ボランティアなどが相談を受け、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や専門機関などへの紹介を行う。

■ふれあい喫茶

社会福祉協議会活動の実践組織である地区福祉委員会が実施する地域の交流の場づくり事業の通称。

お茶やコーヒーを飲みながら隣り合わせた人と自然な情報交換や悩みを共有できる仲間をつくる「ふれあいの場」。多くの地域の人が集うことで、顔見知りも増え、気軽にあいさつを交わす日常のつながりへと広げていくことも大きな目的として実施している。

■包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者を支援する機関とのネットワークの構築や地域のケアマネジャーに対する支援を行うこと。

《ま行》

■民生委員児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。

《その他》

■NPO (Non-Profit Organization)

「民間非営利組織」のこと。ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体

策定・改訂履歴

令和5年3月 策定

高槻市重層的支援体制整備事業実施計画

令和5（2023）年3月発行

[発行元]

高槻市 健康福祉部 福祉政策課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL:072-674-7162 / FAX:072-674-7820